SD 専用プランサービス約款

■第1条(目的)

本約款は、スカパーJSAT株式会社 (以下「当社」といいます。)が運営するプラットフォーム上で、放送事業者から衛星デジタル有料放送サービスの提供を受けるにあたり必要な受信機の貸与等のサービスについて、当社が有料で契約者に提供する際の条件等を定めるものです。

■第2条(定義)

本約款において使用する用語は、それぞれ次の意味で使用します。

1. 放送事業者
放送法に基づき委託放送事業者として認定された者又は電気通信役務利用放送法に基づき電気通信役務利用放送事業者として登録がなされた者であって、衛星デジタル有料放送サービスを提供する事業者
2. 衛星デジタル有料放送サービス
人工衛星を用いたデジタル放送により有料で提供される放送事業者の放送役務であって、放送事業者との間で契約を締結した場合にのみ視聴可能となるもののうち、東経124度及び東経128度の通信衛星を用いた、CS 多チャンネル放送サービス「スカパー！」
3. 有料放送契約
衛星デジタル有料放送サービスの提供を受ける契約
4. スカパー！e2
人工衛星を用いたデジタル放送により有料で提供される放送事業者の放送役務であって、放送事業者との間で契約を締結した場合にのみ視聴可能となるもののうち、東経110度の通信衛星を用いた、CS 多チャンネル放送サービス
5. アンテナ
衛星デジタル有料放送サービスに対応するアンテナ
6. 受信機
スカパー！SD 専用(スカパー!の標準画質チャンネルのみ受信可能)デジタル放送用受信機
(本項にかかわらず、本条11.にて使用される「受信機」のみ、HD対応デジタル放送用受信機の意味で用いられるものとする。)
7. 受信装置
アンテナ、受信機、及び、その他衛星デジタル有料放送サービスを視聴するために必要な契約者が設置する装置(IC カードを除きます。)の総称
8. IC カード

受信機に挿入されることにより受信機を制御する、IC を組み込んだ当社が貸与するカード
9. SD 専用プランサービス契約
本約款に基づき、当社が提供する受信機の貸与等のサービス（以下「SD 専用プランサービス」といいます。）に関する契約(以下、「本契約」といいます。)
10. ＳＤレンタルサービス契約
スカパー！ＳＤ専用受信装置レンタルサービス約款に基づき、当社が提供する受信装置の貸与等のサービス（以下「ＳＤレンタルサービス」といいます。）に関する契約
11. ＨＤレンタルサービス契約
スカパー！ＨＤ対応受信機レンタルサービス約款に基づき、当社が提供するスカパー！ＨＤ対応デジタル放送用受信機の貸与等のサービス（以下「ＨＤレンタルサービス」といいます。）に関する契約
12. 契約申込者
本約款に基づき、本契約を申込む個人とし、法人、財団、組合その他の団体を含まないものとします。
13. 契約者
本約款に基づき、当社との間で本契約を締結する個人とし、法人、財団、組合その他の団体を含まないものとします。
14. 契約者個人情報
生存する契約者(契約申込者及び解除等により、本契約が終了した契約者も含みます。)個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の契約者個人を識別できるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の契約者個人を識別できることとなるものを含みます。)

■第3条(本契約の申込み及び成立等)

1．契約申込者は、当社又は当社が指定する者(当社の代理店等)に対し、予め本約款に同意の上、以下に示す当社所定のいずれかの方法で本契約の申込みを行うものとします。その際、当社は契約申込者に対し、本人確認資料の提供を求めることがあります。
(1) 当社の専用電話窓口、専用ハガキ等、その他当社が定める方法による申込み
(2) 当社の代理店のホームページ、電話、ハガキ等による申込み
2. 契約申込者が、本契約申込時点において、当社との間で現にＳＤレンタルサービス契約を締結しており、当該ＳＤレンタルサービス契約に基づき当社が貸与した受信機(ハードディスク付スカパー!SD専用デジタルチューナーを除く)及びICカード（以下「貸与済受信機」といいます。）を、本契約締結後も継続して利用することを希望する場合は、契約申込者は、当該ＳＤレンタルサービス契約の解約申込みと同時に、本契約の申込みを行うものとします。

3．本契約は、次に定める、受信機の引渡し時期又は当社が契約申込の承諾を行った時期に成立するものとします。

(1) 第6条に定める取り付け工事を希望する場合

当社又は当社が指定する者が当該契約申込者の希望する取り付け場所への受信装置の取り付け工事を完了したとき

(2) 第6条に定める取り付け工事を希望しない場合

①本契約に基づき、新たに受信機の引渡しを受ける場合

当社が、契約申込者から「SD専用プランサービス申込書」を受領後に、当社が定める方法により受信機を送付し、契約申込者が当該受信機を受領したとき

②貸与済受信機を継続して利用し、本契約に基づく新たな受信機の引渡しを受けない場合

当社が、契約申込者から「SD専用プランサービス申込書」を受領後に、当社が内容を確認し、承諾を行ったとき。この場合、当社は当該申込を承諾した旨及びその日付を当社の定める方法により通知します。

4．契約者は、前項に定める本契約の成立後、以下の手続きを行うものとします。

(1) 第6条に定める取り付け工事を希望する場合

契約者は、取り付け工事が完了した日の翌日から1ヶ月以内に、当社に対し、当社所定の「SD専用プランサービス申込書」を送付するものとします。

(2) 第6条に定める取り付け工事を希望しない場合

契約者は、受信機の引き渡しを受けたときから1ヶ月以内に、自ら受信機又は受信装置の取り付けを行った上で、取り付けが完了したことを当社指定の専用電話窓口に連絡する方法で通知するものとします。 但し、本条第2項に該当する場合は除きます。

5．以下の場合、当社は、本契約の申込みを受け付けないことがあります。

(1) 受信装置の技術的な理由により、衛星デジタル有料放送サービスの電波を十分に受信できないと当社が判断する地域の契約申込者からの申込みの場合

(2) 契約申込者が、本契約に基づく債務の履行を怠るおそれがあると認められる相当の理由がある場合

(3) 契約申込者が、当社の定める審査基準を満たさない場合

■第4条(有料放送契約の締結)

契約者は、本契約締結時点に有料放送契約が有効に存続している等、別途当社が認めた場合を除き、本契約締結後1ヶ月以内に、本 SD 専用プランサービスに付随するICカードにかかる有料放送契約を締結することとします。

■第5条(貸与及び設置等)

1．当社は、契約者に対し、受信機を貸与します。
2．貸与する受信機にアンテナは含まれません。契約申込者は、衛星デジタル有料放送サービスの提供を受けるにあたり、別途アンテナを用意し、当社が貸与する受信機と併せて自己設置もしくは第6条に定める取り付け工事を行うことにより、衛星デジタル有料放送サービスの電波を受信できる環境を整える必要があります。
3．当社が貸与する受信機は、当社が選択･決定するものとし、第13条に定める故障･メンテナンス等当社が別途指定する場合を除き、変更･取替えはできないものとします。
4．受信機の設置場所は、契約者の住居のみとし、それ以外の事業所、店舗、休憩場等不特定又は多数の人が視聴できる場所等に受信機を設置することはできないものとします。

■第6条(取り付け工事)

1．契約申込者は、前条第2項に定める衛星デジタル有料放送サービスの電波を受信できる環境を整えるために受信機又は受信装置の取り付け工事(以下「取り付け工事」といいます。)を希望する場合、第3条に基づく本契約の申込みを行う際に併せて当社に対し取り付け工事の申込みを行うことにより、当社と契約のうえ、当社又は当社が指定する工事会社(以下「提携工事会社」といいます。)を利用して、受信機又は受信装置を取り付けることができるものとします。この場合、取り付け工事の日時は、提携工事会社が契約申込者に対して電話連絡を行うことによって調整の上定めるものとします。
2．契約申込者は、受信機の取り付け工事において、本約款別表②(１)に定める標準取り付け工事(以下「標準取り付け工事」といいます。)のほか、同別表②(２)に定める標準外取り付け工事(以下「標準外取り付け工事」といいます。)の費用が必要となる場合があることを予め承諾するものとし、この場合、 契約申込者自身の責任と費用をもって直接提携工事会社に当該標準外取り付け工事を委託し、実施するものとします。
3．契約申込者は、受信装置を取り付けるために、その居宅の壁面等に穴開け工事等が必要となる場合があることを予め承諾するものとします。
4．受信装置の取り付けに際し、取り付け場所が賃貸住宅等であって、取り付け自体に許可その他の手続を要する場合又は取り付け場所もしくは取り付け工事の際に提携工事会社が使用する場所に使用許可その他の手続を要する場合、これらの許可その他の手続は契約申込者自身の責任と費用をもって行うものとします。
5．契約申込者は、技術的･物理的な事情により、受信装置の取り付けができず、受信機の貸与を受けることができない場合があることを予め承諾するものとします。
6．契約申込者は、第1項による取り付け工事が一部地域(離島など)では対応できない場合があることを予め承諾するものとします。

■第7条(レンタル料)

契約者は、本契約成立日の属する月の翌月の末日までに、本約款別表①に定める受信機のレンタル料の初回分を、当社が別途指定する方法により支払わなければなりません。以降、毎月末日までに当該月のレンタル料を支払うこととします。

■第8条(取り付け工事他レンタルに付随する費用)

1．契約者は、第6条に定める取り付け工事を希望する場合、標準取り付け工事の費用を当社が別途指定する方法により支払わなければなりません。但し、標準取り付け工事の費用については、以下の(１)(２)(３)のいずれにも該当する場合には、無料とします。

(１) 次の①又は②のいずれかに該当すること

① 契約申込者がスカパー！に初めて加入申込みする場合(本契約締結日よりも前に、有料放送契約を締結したことがない場合)

本契約に基づき貸与される受信機に付随して提供される IC カードにかかる有料放送契約を、本契約締結日１ヶ月以内に締結すること

② 契約申込者がスカパー！に既に加入している場合(本契約締結日現在、契約申込者と放送事業者との間に有効な有料放送契約(以下「既存契約」といいます。)が既に存在している場合)

以下の事項のいずれにも該当すること

(ａ) 本契約に基づき貸与される受信機に付随して提供される IC カードにかかる有料放送契約を本契約締結日１ヶ月以内に新たに締結すること

(ｂ) 上記(ａ)の有料放送契約締結日に、既存契約の全て又は一部が有効に存続し、既存契約に基づく有料放送料金の滞納がないこと

(２) 次の①又は②のいずれかに該当すること

① 本契約が締結日から１年間を超えて有効に存続しており、かつ、本契約締結日から１年を経過した日において、本約款第１８条に定める解除事由がないこと

② 本契約の解約申込み日と同日に、別途契約者が当社に対し HD レンタルサービス契約の申込を行い、当社が当該申込みを承諾すること

(３) 前記(１)①又は②(ａ)に定める新たな有料放送契約の締結日から１年間、継続して有料放送契約に基づく有料放送料金を支払っており、かつ、当該１年間を経過した日において有料放送料金の支払遅延のないこと。但し、有料放送契約の定めにより、有料放送料金が請求されない月については、有料放送料金を支払っていたものとみなします。

２．契約者は、標準取り付け工事の費用を、以下の区分に従い、各号記載の期日までに支払わなければなりません。但し、前項に基づき、標準取り付け工事の費用が無料とされた契約者を除きます。

(１) 本契約締結時点において、前項(１)に該当しない契約者
取り付け工事が完了した日の属する月の翌月の末日又は翌々月の末日のいずれか当社の指定する期日
(２) 前号以外の契約者のうち、前項(２)又は(３)に該当しなくなった契約者
前項(２)又は(３)に該当しないこととなった日の属する月の翌月の末日

３．受信機の取り付けに際し、標準外取り付け工事が発生した場合は、契約申込者は、取り付け工事終了後直ちに、提携工事会社に対して、現金にてその工事費用を支払うものとします。

4. 契約申込者は、第5条第2項に基づきアンテナを用意するにあたり、本契約締結時に、SD 専用プランサービス1契約につき1台のみ、本約款別表⑥に定める代金にて、アンテナを当社から購入することができます。その場合、当該アンテナは、受信機と併せて（第3条第2項に該当する場合は、当該アンテナのみ）契約申込者に引き渡されるものとし、契約申込者は、当該アンテナ引渡し日に応じて、当該引渡し日の属する月の翌月の末日又は翌々月の末日のいずれか当社の指定する期日までに、本約款別表⑥に定めるアンテナ代を当社が別途指定する方法により支払わなければなりません。

■第9条(支払い等)

1．本契約に基づくレンタル料その他本約款に基づき契約者が当社に対して負担する債務の支払いは、別途当社が認めた場合を除き、クレジットカードのみによるものとし、当該クレジットカードは、契約者が別途締結する有料放送契約に基づく視聴料等の支払いと同一のクレジットカードとします。

2．当社によるレンタル料の請求･収納及びそれに付随する業務については、契約者が別途締結する有料放送契約に基づく視聴料等の請求･収納の代行及びそれに付随する業務と同時に行うことがあります。

3. 当社は、レンタル料とその他本約款に基づき契約者又は契約申込者が当社に対して負担する債務の請求･収納及びそれに付随する業務を第三者に委託し、又は本契約に基づく債権を譲渡することがあります。

■第10条(延滞利息)

レンタル料その他本約款に基づき契約者が当社に対して負担する債務に関し、契約者がそれらの支払期日から1ヶ月を経過しても支払わない場合には、当社は契約者に対して、支払期日の翌日から起算して完済するまでの間について年14.5%の割合で計算した金額を延滞利息として請求できるものとします。

■第11条(管理等)

1．契約者は、本契約に基づき当社から貸与を受けた受信機を、善良な管理者の注意義務をもって維持･管理するものとします。
2．契約者は、当社が必要に応じて行う受信機のバージョンアップ作業の実施に同意し、協力するものとします。
3．契約者は、本約款別表③に定める受信機の付属品を破損･紛失等した場合には、有償にて当社より充当、交換することができるものとします。但し、この場合でも受信機のレンタル料は変更されないものとします。

■第12条(IC カードの取り扱いについて)

IC カードに関する取り扱いについては、当社の「スカパー！IC カード使用許諾契約約款」に定めるところによります。

■第13条(故障･メンテナンス等)

1．受信機が、通常の使用状態で、故障･破損等の機能不全により正常に動作しなくなった場合、当社は、貸与中の受信機を無償で修理又は交換します。但し、受信機の機能不全が天災、契約者の故意又は過失による行為に起因するときは、貸与中の受信機の修理･交換に要する費用及び機能不全の原因調査費用その他の修理･交換に関連する費用は、契約者の負担とします。
2．前項の修理･交換に要する作業は、契約者が当社カスタマーセンターに電話連絡を行うことにより当社より手配するものとします。
3．受信機の瑕疵により、契約者又は第三者の生命、身体又は財産等を害することが予想される場合、当社は、無償で受信機を修理又は交換するものとします。その場合、契約者は、当社又は当社の指定する者に対し、修理又は交換作業をするのに必要な場所の提供その他の必要な協力をするものとします。
4．第8条第4項に基づき、契約者が当社から購入したアンテナが、本契約期間中に、通常の使用状態で、故障･破損等の機能不全により正常に動作しなくなった場合、当社はアンテナを無償で交換します。但し、アンテナの機能不全が天災、契約者の故意又は過失による行為に起因するときは、この限りではありません。

■第14条(禁止事項)

1．契約者が、次の各号に定める行為を行うことを禁止します。
(1) 受信機の分解、改造、損壊、破棄その他これに類する行為

(2) 受信機の第三者への売却、譲渡、質入れ、転貸等の処分
(3) 受信機の同一世帯内以外での使用及び同居人以外の使用
(4) 受信機の日本国外への持ち出し
(5) SD 専用プランサービスを用いた法令に違反する行為
(6) 契約者が、本契約の申込みの際、契約締結に必要な事項として当社が求めた事項の全部又は一部について、真実とは異なることを告げること
(7) SD 専用プランサービスに係る当社の権利を侵害し、又は利益を損なう行為

2．前項の禁止事項の一に該当すると当社が判断した場合、契約者は当社の請求に従い当社が定める損害賠償金を支払わなければなりません。

■第15条(免責)

当社は、次の各号に定める事項については、何らの責任も負わないものとします。
(1) 天災地変及び気象、自然現象に起因する衛星デジタル有料放送サービス及び地上デジタル放送サービスにおける視聴障害
(2) 当社以外の第三者に起因する衛星デジタル有料放送サービス及び地上デジタル放送サービスにおける視聴障害
(3) 契約者の故意又は過失に起因する衛星デジタル有料放送サービス及び地上デジタル放送サービスにおける視聴障害
(4) 共同受信設備等の制約による、一部チャンネルの視聴不可

■第16条(損害賠償)

1．契約者が本約款の定めに違反しこれによって当社が損害を被った場合、当社は契約者に対してその賠償を求めることができるものとします。
2．受信装置等が原因により契約者が損害を被った場合の損害賠償については、契約者が直接被った損害に限るものとします。

■第17条(解約)

1．契約者は、本契約を解約しようとする場合においては、その月末をもって解約を希望する月の前月末日(同日を含みます。)までに、当社又は当社の指定する者に通知(以下「解約通知」といいます。)するものとします。この場合においては、本契約は当該月末をもって解約されるものとします。但し、レンタル料の滞納がある場合、契約者は、この解約の申込みを行うことはできないものとします。
2．契約者は、前項に基づく解約申込みを行う際に、当社に対して受信機又は受信装置の取り外

しの申込みを行うことにより、提携工事会社を利用して受信機又は受信装置を取り外すことができるものとします。この場合、取り外し工事の日時は、提携工事会社が契約者に対して電話連絡を行うことによって調整の上定めるものとします。
3．契約者は、前項の場合、本約款別表④に定める取り外し工事の料金が必要となることを予め承諾するものとします。
4．本条第1項に基づく解約の申込みを行った契約者は、本契約が終了した日の翌日から1ヶ月以内に、契約者の責任と負担(送料を除く)において、レンタルした受信機、IC カード (以下併せて「返却物」という)を当社が指定する返却先に返却物に損害、損傷を与えない梱包形態、配送方法にて返還するものとします。上記期間内に返却物が返還されない場合、契約者は、本約款別表⑤に定める「受信機損害金」を当社の請求により支払わなければならないものとします。なお、本項の規定は、本契約の終了後も依然として効力を有するものとします。 但し、第3条第2項及び同条第3項(2)②により成立した本契約の契約者に本項を適用するに際しては、当該本契約成立日をもって契約終了となった SD レンタルサービス契約の締結日をもって、本約款別表⑤に定める「受信機損害金」の「契約締結日」とみなします。
5．契約者は、本条第1項に基づく解約申込みを行う際に、当社に対して、受信機返還用の梱包箱を申込むことが出来るものとします。
6．前項の場合、契約者は、当社に対し、上記梱包箱の代金及び送付手数料として2,000円(税抜)を、レンタル料の支払方法と同一の方法又は当社が指定する方法により支払わなければなりません。

■第18条(解除)
1．当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当した場合、契約者に対して、何らの通知又は催告を行うことなく、本契約を解除することができるものとします。
① レンタル料の滞納が2ヶ月に及んだとき
② 破産、民事再生手続開始又は特定調停に関する法律に基づく調停の申し立てを行ったときもしくは第三者に債務整理を委任したとき
③ 第3条第3項に定める本契約の成立後、第3条第4項に定めるいずれもの手続きを行わなかったとき
④ 本契約に基づく債務の履行を怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき
2．当社は、前項の他、契約者が次の各号のいずれかに該当した場合、相当の期間を定めた催告を行ったうえで、契約者との本契約を解除できるものとします。
① 本約款に違反したとき
② 契約者が本契約締結時又は本契約締結後1ヶ月以内に有料放送契約を締結しないとき(第4条に基づき、別途当社が認めた場合を除く)
3．当社が本契約を解除した場合、契約者は、当社に対し、返却物を直ちに返還するとともに、滞納したレンタル料及び第8条に定める標準取り付け工事の費用、その他本約款に基づき契約者が

当社に対して負担する債務を直ちに支払わなければなりません。また、本契約解除後、本契約の解除日の翌日から1ヶ月以内に返却物が返還されない場合、返却物は返還されないものとみなし、契約者は、契約日から解約日までの期間に応じ、本約款別表⑤に定める「受信機損害金」を当社の請求により支払わなければなりません。

■第19条(契約者個人情報の取り扱い)

1．当社は、契約者個人情報を、法令及び本約款の規定に従って適正に取り扱います。
2．契約者個人情報により特定される個人が当社に対して行う法令に基づく各種求め(開示･訂正･利用停止等の請求)に関する手続き、その他の取り扱いに関し必要な事項については、本約款のほか、当社のプライバシーポリシー(http://www.skyperfectv.co.jp/privacypolicy/)に定めるとおりとします。また、当該手続き、契約者個人情報に関する苦情、その他の契約者個人情報に関する問い合わせについては、次の窓口において受け付けます。
スカパーJSAT株式会社個人情報管理事務局
電話番号03-5571-7989 (この電話番号は変更する場合がございます。変更された場合は、当社のホームページ(http://www.skyperfectv.co.jp/)に掲載します。)
3．当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、契約者個人情報を取り扱うとともに、保有する契約者個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めます。
4．当社は、契約者個人情報の漏洩、滅失又は毀損その他契約者個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとします。

■第20条(契約者個人情報の利用目的等)
1．当社は、以下の目的のために契約者個人情報を利用いたします。
(1) SD 専用プランサービス、SD レンタルサービス、HDレンタルサービス、スカパー！及びスカパー！e2の提供(SD専用プランサービス、SD レンタルサービス、HDレンタルサービス、スカパー！及びスカパー！e2の契約締結及び継続、受信機の貸与、契約申込者及び契約者に対する通知、連絡、並びに契約申込者及び契約者からの問合せ、苦情等に対応する応対等)
(2) 受信装置の配送、取り付け、修理･交換、取り外し及びアフターサービス
(3) 衛星デジタル有料放送サービスに関する情報の提供
(4) SD 専用プランサービスの向上を目的としたマーケティング調査
(5) 契約申込者及び契約者に対する特典の提供
(6) 請求関連事務
(7) 各種統計処理

2．当社は、次に掲げる場合を除き、予め本人の同意を得ないで、前項の利用目的を超えて、契約者個人情報を取り扱うことはありません。

(1) 法令に基づく場合
(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

3．当社は、次に掲げる場合を除き、契約者個人情報を第三者に提供しません。但し、前項の各号に定める場合には、この限りではありません。
(1) 本人が書面等により同意した場合
(2) 本人の求めに応じて当該契約者個人情報の第三者への提供を停止することを条件として、以下の事項を予め本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態においたとき
ア） 第三者への提供を利用目的とすること
イ） 第三者に提供される契約者情報の項目
ウ） 第三者への提供の手段又は方法
エ） 本人からの求めに応じて当該契約者情報の第三者への提供を停止すること

■第21条(情報の変更等)

1．契約者が SD 専用プランサービスを受けるにあたり、当社に提供した氏名、住所、電話番号等の情報に関して、変更が生じた場合、契約者は、速やかに当社宛てに通知しなければなりません。契約者が本項の通知を怠ったことにより契約者又は第三者が被った損害については、当社は、一切責任を負わないものとし、第三者と紛争を生じた場合、契約者が自己の費用と責任で解決するものとします。
2．当社は、契約者から契約者個人情報の変更の通知を受けた場合、すみやかに契約者個人情報を最新のものに変更するものとします。

■第22条(有料放送契約に関する契約者個人情報の利用)

契約者は、当社が、有料放送契約の締結の際もしくは契約履行中に、放送事業者に対して契約者が提供し、放送事業者と当社とが共同利用している契約者個人情報を、本契約の締結及び当該契約の履行のために利用することに同意するものとします。

■第23条(権利義務の譲渡等の禁止)

契約者は、本約款上の地位又は本約款に基づく権利義務の全部もしくは一部を第三者に対して譲渡、承継その他の処分をすることはできないものとします。

■第24条(合意管轄)

本約款に関して紛争が発生した場合の第一審の専属的合意管轄裁判所は、東京地方裁判所とします。

■第25条(その他)

1．本約款の定めに関する疑義又は本約款に定めのない事項については、信義に従い誠実に協議することによって、円満解決を図るものとします。
2．本約款の定めが強行規定に違反する場合には、当該強行法規を優先して適用するものとします。

■第26条(約款の変更)

当社は、契約者の承諾なしに本約款を改定する場合があります。その場合は、契約者は変更後の約款の適用を受けるものとします。

以上

2009年2月1日制定

(別表)

※SD専用プランサービス約款において、支払いを要するものとされている料金等の額は、この別表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。また、消費税相当額の計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

① レンタル料(税抜)

受信機の種別	月額
当社が指定するスカパー！ＳＤ専用デジタルチューナー	229 円

② 取り付け工事費用(税抜)

(1)標準取り付け工事 (税抜)

工事内容	金額
格子ベランダへの取り付け	10,000 円
1 階壁面への取り付け(同梱されている金具で設置が完了する場合)	10,000 円
受信機とテレビの接続のみ(アンテナの取り付けが不要な場合)	5,000 円

(2) 標準外取り付け工事(税抜)

工事内容	金額
コンクリートベランダ(厚さ 10cm～20cm)への取り付け	3,000 円
壁面への取り付け(同梱されている金具以外を使用して設置する場合)	3,000 円
屋根上への取り付け	15,000 円
高所作業(はしごを使用して 1 階屋根上で作業する場合)	～5,000 円
壁貫通工事(1箇所につき)	3,000 円
隙間ケーブル(フラットケーブル)	3,000 円
同軸ケーブル延長(同梱されている同軸ケーブル 15mを超えて接続する場合)	200 円/m
中継コネクター(同軸ケーブル延長の際に中継接続を利用する場合)	500 円
その他の工事費	実 費

③ 付属品交換費用(税抜/送料込)

付属品	金額
ﾘﾓｺﾝ	1,300 円
電源ｺｰﾄﾞ	800 円
取扱説明書	800 円
ｵｰﾃﾞｨｵ･ﾋﾞﾃﾞｵｺｰﾄﾞ	800 円
ﾃﾚﾎﾝｺｰﾄﾞ(10m)	800 円
IR ﾋﾞﾃﾞｵｺﾝﾄﾛｰﾗｰ	800 円
ﾃﾚﾎﾝｶﾌﾟﾗｰ	800 円

④ 取り外し工事費用(税抜)

工事内容	金額
受信装置の取り外し	5,000 円～

⑤ 受信機損害金 (税抜)

契約締結日から解約日までの期間	金額
12 ヶ月未満	13,000 円
12 ヶ月以上～24 ヶ月未満	11,500 円
24 ヶ月以上～36 ヶ月未満	9,000 円
36 ヶ月以上～48 ヶ月未満	6,000 円
48 ヶ月以上～	3,500 円

⑥ アンテナ購入代(税抜)

アンテナ種別	金額
スカパー！2 ルームアンテナ	3,810 円
スカパー！マルチ衛星アンテナ	4,762 円

※ 2ルームアンテナ･･･スカパー！(124/128度 CS デジタル放送)受信専用2出力アンテナ

※ マルチ衛星アンテナ･･･スカパー！(124/128度 CS デジタル放送)及びスカパー！e2 (110 度 CS デジタル放送)、BSデジタル放送受信アンテナ

以上